

新県立図書館基本構想検討専門家会議 会議の概要（第4回）

日時 : 令和5年3月20日（月）14:00～16:00

開催方法 : 埼玉会館6C会議室及びオンライン

テーマ : 「新埼玉県立図書館基本構想（案）」について

参加者 : 石川委員（座長）、三國委員（副座長）、湯浅委員（書面参加）、
水田委員、山崎委員、奥田委員、井上委員

主な発言

- 図書館法、社会教育法、教育基本法などの関係法令に触れ、教育機会の確保や、社会教育の振興、教育機関としての図書館という法体系を記載するべきではないか。
- デジタル化が進む中で、人間としての主体性、探求していくこと、創造していくことの重要性をどこかに記載する必要があると思う。
- 「知の拠点」というスローガンがあるが、これだけではどこの図書館でも、大学であってもあり得るものだと思う。県立図書館の目指す像を端的にまとめられるものがあるとよい。
- 今行っているサービスをなぞるのではなく、未来を見据えた在り方を記載してほしい。県立図書館の課題は何であるか、これを実現するためにどんな施策があるのか。ただ、具体的に書きすぎると範囲が制約されてしまうので気を付ける必要がある。
- 図書館とは建物ではなくて、システムでありネットワークである。埼玉県のこれからの図書館像を見ていくと、ボーダーレスというか、境界を意識しない、言葉、言語、資料のボーダー、世代、時、そういうボーダーを超えて県民と未来を創る、というのがありべき姿なのではないかと感じた。
- 博物館には、そもそも紙でない、鉱物とか、地層とかの資料がある。こういった紙でない博物館資料との連携であるとか、目録、収蔵品の内容が画像・映像で検索出来て大まかな内容が把握できるようなものがあるとありがたい。

- 図書館が「知の拠点」であって、それを高度化し県民が使うという従来型の県民にとって受け身の「図書館像」ではなく、県民が新たな知見を創出、発信する主体であることを明確にすること重要である。
- アクセシビリティを保障すること、また利用者のディスカバリティ（未知のコンテンツの「見つけやすさ」）を保障するためにディスカバリーサービスにより、県民の利便性を高めることを明記しておいた方がいいのではないか。
- 「知の拠点」について、県民の方の好奇心や創造性を増幅していくことを方向性として明示できると良いと思う。
- デジタルは保存には向かない。デジタル化の目的は提供である。技術進歩によって媒体が陳腐化しやすい。デジタル化することで保存するというのではないことに注意が必要である。
- 埼玉ゆかりの地域資料については、情報アクセス、学び・対話・交流、県内図書館運営支援の全てにかかってくるのではないか。
- 誰一人取り残すことなくとあるが、障害者や外国人へのサービスが見えてこないのが、積極的に記載したほうが良いのではないか。多様な県民に配慮するということを明示した方が良いのではないか。